

## 第13回大鰐町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年12月8日(木) 13時30分～14時00分

2 開催場所 大鰐町役場 議場

3 出席委員 14人

工藤 優一	委員	山中 寛幸	推進委員
三上 豊	委員	境 祐二	推進委員
築館 昇	委員	山口 努	推進委員
藤田 重孝	委員	八木橋祐也	推進委員
原子 一行	委員		
浅利 力	委員		
長内 幸子	委員		
土岐 工	委員		
三浦 隆彦	委員		
高橋 藤人	委員		

4 議事日程

議案第27号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第28号	農用地利用集積計画書の決定について
議案第29号	農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第30号	耕作放棄地全体調査に伴う農地・非農地の判断について
報告第24号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第25号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

5 農業委員会事務局職員

局長 田中 利幸      次長 齋藤 孝嗣      主査 水木 雄士      専門員 福士 剛

## 6 会議の概要

齋藤次長 皆様に送付した文書に記載したとおり、前回の総会と同様に、新型コロナウイルス感染防止のため、事務局の説明を省略し、採決のみとさせていただきます。それでは、第13回大鰐町農業委員会総会を開催致します。  
高橋会長より挨拶申し上げます。

会 長 (挨拶)

齋藤次長 会長が引続き進行致しますのでよろしくお願いいたします。

議 長 本日は、委員15名中14名の出席ですので、総会は成立しております。  
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 それでは、私の方から指名いたします。  
9番の三浦 隆彦委員と1番の工藤 優一委員にお願い致します。

それでは、議事に入ります。  
議案第27号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、質問・意見等ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、議案第27号について原案のとおり許可することに致します。  
続きまして、議案第28号、農用地利用集積計画の決定について、質問・意見等ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、議案第28号について原案のとおり決定することに致します。

議 長 続きまして、議案第29号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、現地調査を行った委員より報告をお願いします。

土岐委員 配付されている参考資料をご覧ください。令和4年12月7日(水)に、私と境委員、事務局で現地確認を行いました。場所は、鯖石地区で、今回の申請目的は、農業用倉庫の建設ということでありました。申請者へ聞き取りしたところ、昭和57年頃に既に倉庫が建てられてしまっており、今回は追認での許可を求める申請となっているとのこと。皆様、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 議案第29号について、質問・意見等ございませんか。

三浦委員 今の経緯からいくと、後出しでの申請ということになるのか。

事務局 そのようになります。

議長 他に質問・意見等ございませんか。

委員 異議なし

議長 異議がないようですので、議案第 29 号は原案のとおり許可することに致します。続きまして、議案第 30 号、耕作放棄地全体調査に伴う農地・非農地の判断について、質問・意見等ございませんか。

委員 異議なし

議長 異議がないようですので、議案第 30 号については原案のとおり許可するものとします。続きまして、報告第 24 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、質問・意見等ございませんか。

委員 異議なし

議長 異議がないようですので、報告第 24 号は原案のとおり受理することに致します。続きまして、報告第 25 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書に受理について、質問・意見等ございませんか。

委員 異議なし

議長 異議がないようですので、報告第 25 号は原案のとおり受理することに致します。

これで、全ての議案の審議が終了しました。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、第 13 回総会を閉会致します。